

同窓会規則

- 第 1 条 本会は会員相互の交誼を密にし、併せて母校の隆盛を図ることを目的とする。
- 第 2 条 本会は会津高等学校同窓会と称する。
- 第 3 条 本会の事務局を福島県会津若松市表町3番1号 会津高等学校内に置く。
- 第 4 条 本会の会員は、正会員及び客員の二種とする。
- 第 5 条 本会の正会員たる資格は次の各項の一に該当するものでなければならない。
1. 旧会津中学校を卒業した者。
 2. 会津高等学校を卒業した者。
 3. 旧会津中学校4年修了後、上級の学校に進学した者。
 4. 中途退学者であって、幹事会の決議を経て会長の承認を得た者。
- 第 6 条 本会の客員は次の二種とする。
1. 現に母校の職員である者。
 2. かつて母校の職員であった者。
- 第 7 条 本会に顧問を置くことが出来る。
- 顧問は、幹事会の議決を経て会長が推薦する。
- 顧問は、会長の諮問に応じ、又幹事会に出席して意見を述べることが出来る。
- 本会には、別に相談役を置くことが出来る。
- 相談役は、幹事会の議決を経て会長が推薦する。
- 相談役は、幹事会の諮問に応じ、又幹事会に出席して意見を述べることが出来る。
- 第 8 条 本会に下記の役員を置く。
- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長 | 3名 |
| 3. 幹事長 | 1名 | 4. 副幹事長 | 若干名 |
| 5. 常任幹事 | 若干名 | 6. 幹事 | 若干名 |
| 7. 監事 | 2名 | | |
- 会長、副会長、幹事長及び監事は、会員中から総会で選出する。
- 会長は、幹事中から副幹事長若干名、常任幹事若干名を指名することが出来る。
- 幹事は会員中から会長が委嘱する。
- 第 9 条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 補欠によって役員となった者の任期は、任者の残存期間とする。
- 第 10 条 会長は本会を代表し、会務を統理する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 幹事長は、会長、副会長を助け会務を担当する。
- 副幹事長及び幹事は、幹事長を補佐し会務を担当する。
- 常任幹事は、会長の命を受け会務を担当する。
- 第 11 条 会長は必要に応じ会員中から若干名の委員を委嘱し、臨時の会務を処理させることが出来る。なお、会報委員会は常設とする。
- 第 12 条 本会は毎年1回総会を開き会務を報告し、本会の運営に関する基本事項について議決する。但し必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。
- 第 13 条 幹事会または常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 幹事会または常任幹事会は、重要な会務につき協議する。
- 但し、この場合は次の総会で報告するものとする。
- 第 14 条 会員が多数存在する地方には、支部を設けることが出来る。
- 但し、支部規約及び役員名を本部に報告するものとする。
- 第 15 条 会員中本会の体面を毀損する行為のあった者は幹事会の議決を経て除名することが出来る。
- 第 16 条 本会に入会する場合は、入会金として金5,000円を納入するものとする。
- 第 17 条 本会の経費は、入会金、協賛金、寄付金、臨時会費、その他の収入を以て充てる。
- 第 18 条 本会の会計年度は、7月1日から翌年6月30日とする。
- 第 19 条 本会の規則を改正しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

附則 平成19年9月9日最終改正